

令和7年(行ウ)第91号 未成年者選挙運動禁止規定違憲確認等請求事件

原告 竹島一心ほか3名

被告 国

答 弁 書

令和7年5月22日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所:別紙のとおり)

部 付 富 岡

部 付 小 西 俊

訟 務 官 山 城 道 子

法 務 事 務 官 原 田 直 也

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

総務省自治行政局選挙部管理課

総務事務官 安 藤 公 浩

総務事務官 小 堀 陽 平

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告竹島一心及び同 〃の訴えのうち、請求の趣旨第1項に係る部分をいずれも却下する
 - 2 原告竹島一心及び同 〃のその余の請求並びに同宮田香乃及び同角谷樹環の請求をいずれも棄却する
 - 3 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とすること
- と
- を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 事案の概要

公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)は、①年齢満18年未満の者(以下「未成年者」という。)が自ら選挙運動をすること及び②他の者が未成年者を使用して選挙運動をすることをいずれも禁止し(137条の2第1項、2項本文。以下、①を「本件禁止規定」、②を「本件使用禁止規定」という。)、本件禁止規定又は本件使用禁止規定の違反について刑事罰をおく(239条1項1号)ほか、罰金刑以上の刑に処せられた場合には選挙権及び被選挙権を一定期間停止し得ることとしている(252条1項、2項。以下、239条1項1号と併せて「本件各制裁規定」という。)

本件は、①訴え提起時に未成年であった原告竹島一心(以下「原告竹島」という。)及び同 〃(以下「原告 〃」)といい、原告竹島と原告 〃を併せて「原告竹島ら」という。)が、本件禁止規定、本件使用禁止規定及び本件各制裁

規定(以下、これらを併せて「本件各規定」という。)によって憲法が保障する選挙運動の自由が侵害されているなどと主張して、以下の(1)のとおり、行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)4条後段に基づき公法上の法律関係の確認を求めるとともに、②原告らが、本件各規定の新設及び改正をした立法行為又は本件各規定を改廃等しない立法不作為が、国家賠償法1条1項の適用上違法であると主張して、被告に対し、以下の(2)のとおり、慰謝料及び遅延損害金の各支払を求める事案である。

(1) 行訴法4条後段に基づく公法上の法律関係に関する確認請求

ア 本件禁止規定及びその違反を理由とする本件各制裁規定に関するもの

① 主位的請求(請求の趣旨第1項(1)ア)

原告竹島らが、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙(以下、単に「次回選挙」ということがある。)において、「刑罰を科されることなく自ら選挙運動をすることができる地位にあることの確認」を求める(以下「本件地位確認の訴え①」という。)

② 予備的請求(請求の趣旨第1項(1)イ)

原告竹島らが、被告が原告竹島らに対し、次回選挙において、原告竹島らが未成年者であることを理由として、「未成年者に対する刑罰をもって選挙運動を禁止すること」が違法であることの確認を求める(以下「本件違法確認の訴え①」という。)

イ 本件使用禁止規定及びその違反を理由とする本件各制裁規定に関するもの

① 主位的請求(請求の趣旨第1項(2)ア)

原告竹島らが、次回選挙において、原告竹島らを選挙運動に使用した者が原告竹島らが未成年であることを理由として「刑罰を科されることなく、選挙運動をすることができる地位にあることの確認」を求める(以

下「本件地位確認の訴え②」といい、本件地位確認の訴え①と併せて「本件各地位確認の訴え」という。)

② 予備的請求(請求の趣旨第1項(2)イ)

原告竹島らが、被告が原告竹島らに対し、次回選挙において、原告竹島らが未成年者であることを理由として、原告竹島ら「を使用した者に対する刑罰をもって選挙運動を禁止することは違法であること」の確認を求める(以下「本件違法確認の訴え②」といい、本件違法確認の訴え①と併せて「本件各違法確認の訴え」という。))。

(2) 国家賠償法1条1項に基づく損害賠償金の支払請求

原告らが、本件各規定が憲法21条1項により保障されている選挙運動の自由を侵害するものであることは立法当初から明白であったから、本件各規定の新設及び改正が国家賠償法1条1項の適用上違法であり、また、国会が遅くとも平成4年6月26日(大阪高等裁判所同日判決(判例タイムズ822号283ページ)の言渡日)から現在までの間、本件各規定の改廃等の立法措置を講じなかったことが同項の適用上違法であり、その結果、選挙において政治的表現の自由を行使する機会を失い精神的苦痛をこうむった旨主張して、被告に対し、同項に基づき、それぞれ10万円の慰謝料及びこれに対する遅延損害金の各支払を求める(請求の趣旨第2項。以下「本件国賠請求」という。))。

2 関係する公選法の定め

本件に関係する公選法の定めは以下のとおりである。なお、以下の公選法の定めは、令和7年6月1日施行予定の令和4年法律第68号による改正後のものである。

(1) 137条の2

- 1 年齢満18年未満の者は、選挙運動をすることができない。
- 2 何人も、年齢満18年未満の者を使用して選挙運動をすることができな

い。ただし、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。

(2) 239条

1 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

一 第129条、第137条、第137条の2又は第137条の3の規定に違反して選挙運動をした者

二 以下略

2 略

(3) 252条

1 この章に掲げる罪(括弧内略)を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から5年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 この章に掲げる罪(括弧内略)を犯し拘禁刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後5年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3 以下略

3 原告竹島に係る各確認の訴えがいずれも不適法であること

(1) はじめに

本件各地位確認の訴え及び本件各違法確認の訴えのうち原告竹島に係る部分(以下「原告竹島に係る各確認の訴え」という。)は、以下に述べるとおり確認の利益を欠くから、いずれも不適法である。

(2) 原告竹島に係る各確認の訴えが確認の利益を欠くこと

ア 確認の利益について

確認の訴えは、原告の権利又は法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために原告と被告との間の法律関係の存否等について既判力をもって確定するものであるところ、確認の対象は論理的には無限定に存在し得るから、訴訟制度が具体的事件の紛争の解決を目的とすることに照らし、いかなる内容の確認の訴えであっても許容されることにはならず、確認の利益があること、すなわち、判決の既判力をもって法律関係の存否等を確定することが、原告の権利又は法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために有効かつ適切であることが必要である(三木浩一ほか・民事訴訟法〔第4版〕367ページ等参照)。

イ 原告竹島に係る各確認の訴えは確認の利益が認められないこと

原告竹島は、次回選挙において、原告竹島本人又は同人を選挙運動に使用した者が本件各制裁規定に基づく制裁を科されるおそれがあることを前提として、原告竹島に係る各確認の訴えを提起したものである。

しかるに、原告竹島は、平成19年(2007年)5月4日生まれとのことであるから(訴状・8ページ)、令和7年(2025年)5月4日をもって未成年者ではなくなった。そのため、次回選挙の選挙期間中に選挙運動を行ったとしても、原告竹島や同人を選挙運動に使用した者について本件各制裁規定に基づく制裁を科されるおそれは存在しない。

そうすると、現時点において、原告竹島が主張する権利又は法律上の地位に現実的な危険や不安が存在するといえないことは明らかであるから、原告竹島に係る各確認の訴えは、同人の権利ないし法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために有効かつ適切な手段であるとはいえず、確認の利益を欠くものであって、いずれも不適法である。

4 本件各地位確認の訴えがいずれも不適法であること

(1) はじめに

本件各地位確認の訴えは、以下に述べるとおり、確認の利益を欠くから、

いずれも不適法である。

(2) 本件各地位確認の訴えが確認の利益を欠くこと

本件地位確認の訴え①は、原告竹島らが「刑罰を科されることなく自ら選挙運動をすることができる地位にあること」の確認、すなわち、刑罰を科されずに選挙運動をすることができる地位の確認を求めるものである。

同確認の訴えは、要するに、原告竹島らが次回選挙において選挙運動を行ったとしても将来の刑事手続において刑罰を科されることがないという地位の確認を求めるものと解されるが、そもそも「選挙運動」において行われた具体的な発言や行為態様いかんにかかわらずおよそ刑罰を科されることのない地位など想定することができないから、具体的な発言や行為態様を捨象して絶対的に「刑罰を科されることな」く選挙運動をすることができる地位を現時点で確認する必要性はなく、本件地位確認の訴え①が確認の利益を欠くことは明らかである。仮にこの点をおくとしても、我が国においては、国家の刑罰権の発動の有無は、捜査機関の捜査結果を踏まえて検察官が起訴することを前提として、刑事裁判手続を経た裁判所の判決に基づき行われるところ、未だ原告竹島らが選挙運動を行っていない現時点において、将来、同原告らが選挙運動を行った場合に刑罰が科されるか否かの確認を求めることは、まさに将来における国家の刑罰権の発動の有無の確認を事前に求めるものにはかならず、紛争の成熟性を欠くことはもとより、対象選択という点においても不適切というほかない。

このように、本件地位確認の訴え①は、確認の訴えの対象選択を誤るものであり、判決の既判力をもって法律関係の存否等を確定することが、原告の権利又は法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために有効かつ適切であるとはいえないから、確認の利益を欠くものであって、いずれも不適法といわざるを得ない。

そして、以上に述べたところは、原告竹島らを選挙運動に使用した者が原

告竹島らが未成年であることを理由として「刑罰を科されることなく、選挙運動をすることができる地位にあること」の確認、すなわち、刑罰を科されずに選挙運動をすることができる地位の確認を求める本件地位確認の訴え②についても当てはまり、将来における国家の刑罰権の発動の有無の確認を事前に求めるものにほかならない点において全く同様であるから、原告竹島らの本件地位確認の訴え②も、紛争の成熟性を欠くことはもとより、対象選択という点においても不適切であり、確認の利益を欠くものであって、いずれも不適法というべきである。

(3) 請求の趣旨第1項記載の「刑罰」に関する被告の理解(補足)

被告は、請求の趣旨第1項記載の「刑罰」が公選法239条1項1号の刑事罰を指すものと解した上で反論を行ったものであるが、仮に、被告の理解と異なり、上記「刑罰」の中に公選法252条1項、2項記載の選挙権及び被選挙権の停止をも含む趣旨であったとしても、本件各地位確認の訴えが、確認の利益を欠き、いずれも不適法であることを付言しておく。すなわち、公選法252条1項、2項が、公選法239条1項1号の刑事罰が確定して初めて適用される規定であることを踏まえると、紛争の成熟性の観点からも対象選択の観点からも、同号の刑事罰を科されることのない地位の確認に比べ、確認の利益を欠くことが一層明らかであり、いずれも不適法である。

5 本件地位確認の訴え②がいずれも不適法であること

(1) はじめに

本件地位確認の訴え②については、以下に述べる理由により、裁判所法3条1項の「法律上の争訟」に当たらず(後記(2))、仮にこの点をおいたとしても確認の利益を欠くものであるから(後記(3))、いずれも不適法である。

(2) 本件地位確認の訴え②は裁判所法3条1項の「法律上の争訟」に当たらないこと

ア 裁判所法3条1項の「法律上の争訟」の意義

裁判所法3条1項は、「裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判」する権限を有すると規定する。

裁判所法3条1項の「法律上の争訟」とは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものをいうと解される(最高裁昭和56年4月7日第三小法廷判決・民集35巻3号443ページ等)。

イ 本件地位確認の訴え②が「法律上の争訟」に当たらないこと

法律上の争訟に当たるか否かは、請求の趣旨の文言のみから形式的に判断すべきではなく、当該紛争の実質に着目した上で判断されるべきであるところ、本件地位確認の訴え①との比較からも明らかとおり、本件地位確認の訴え②は、原告竹島らの法的地位の確認という形式こそ採ってはいないものの、その実質は、次回選挙において原告竹島らを選挙運動に使用する可能性のある不特定の第三者が、未成年者を使用した選挙運動をすることができる地位を有することの確認を求めるといえるものである。

すなわち、原告竹島らの主張を前提としても、本件使用禁止規定及びその違反を理由とする本件各制裁規定は、原告竹島らに直接適用されるものではなく、上記各規定を巡る公法上の法律関係ないし一定の権利義務が原告竹島らと被告との間に生じるものではないのであるから、その存否を争う本件地位確認の訴え②は、実質的には当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争とはいえない。

また、原告竹島らを使用する可能性のある第三者は特定されておらず、その数も不明である上、実際に原告竹島らが次回選挙において使用されるかどうか不明である。

そうすると、原告竹島らとの間で原告竹島ら「を使用した者に対する刑罰を持って選挙運動を禁止することは違法であること」の確認をしたとしても、本件使用禁止規定及びその違反を理由とする本件各制裁規定の適用

を巡る紛争は、法令の適用により終局的な解決を図ることができない。

したがって、原告竹島らの本件地位確認の訴え②は、「法律上の争訟」に当たらないから、いずれも不適法というべきである。

(3) 本件地位確認の訴え②は、仮に「法律上の争訟」に当たるとしても確認の利益を欠くこと

本件使用禁止規定及びその違反を理由とする本件各制裁規定は、前記(2)イで述べたとおり、原告竹島らに直接適用されるものではなく、上記各規定を巡る公法上の法律関係ないし一定の権利義務が原告竹島らと被告との間に生じるものではないから、原告竹島らの権利又は法律上の地位に現実的な危険や不安が存在するといえない。

したがって、本件地位確認の訴え②は、前記4で述べた観点からのみならず、原告竹島らの権利ないし法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために有効かつ適切な手段であるとはいえないという観点からも、確認の利益を欠くものであって、いずれも不適法というべきである。

(4) まとめ

以上のとおり、本件地位確認の訴え②は、「法律上の争訟」に当たらず、仮にこの点をおいたとしても、前記3(ただし、原告竹島にのみ当てはまる。)及び4で述べた観点からだけでなく、原告竹島らの権利ないし法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために有効かつ適切な手段であるとはいえないという観点から確認の利益を欠くものであり、いずれも不適法である。

6 本件各違法確認の訴えがいずれも不適法であること

(1) はじめに

本件各違法確認の訴えは、以下に述べるとおり、「法律上の争訟」に当たらず(後記(2))、仮にこの点をおいたとしても確認の利益を欠くものであり(後記(3))、いずれも不適法である。

(2) 本件各違法確認の訴えが「法律上の争訟」に当たらないこと

本件各違法確認の訴えは、要するに、本件禁止規定、本件使用禁止規定及び本件各制裁規定の内容が違憲(違法)であることの確認、あるいはこれらの規定の立法行為ないし改廃等をしない立法不作為の違憲(違法)確認を求めるものにほかならず、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争とはいえない。取り分け、本件違法確認の訴え②は、前記5で述べたとおり、実質的には、次回選挙において原告竹島らを選挙運動に使用する可能性のある不特定の第三者が原告竹島らを使用した選挙運動をすることができることの確認を求めるというものであり、本件使用禁止規定及び本件各制裁規定の適用に関し、原告竹島らと被告との間において確認の対象となり得る具体的な権利義務ないし法律関係が存在しないことから、「法律上の争訟」に当たらないことが明らかである。

以上によれば、本件各違法確認の訴えは、「法律上の争訟」に当たらず、いずれも不適法というべきである。

(3) 本件各違法確認の訴えは、仮に「法律上の争訟」に当たるとしても確認の利益を欠くこと

本件各違法確認の訴えは、本件使用禁止規定及び本件各制裁規定が原告竹島らの選挙運動の自由に対する制約として作用するから、これらの規定の立法行為ないしこれらの改廃等をしない立法不作為が違法(違憲)であることの確認を求めるというものであるところ、原告竹島らが主張する違法(違憲)な立法行為ないし立法不作為があるかどうかについては、本件各違法確認の訴えによらずとも、国家賠償請求訴訟である本件国賠請求において判断を求めることができるから、本件各違法確認の訴えは、確認対象としての適格性を欠くものといわなければならない。

そうすると、本件各違法確認の訴えは、原告竹島らの権利ないし法律上の地位に生じている現実的な危険や不安を除去するために有効かつ適切な手段

であるとはいえ、確認の利益を欠くものであって、いずれも不適法というべきである。

(4) まとめ

したがって、本件各違法確認の訴えは、「法律上の争訟」に当たらず、仮にこの点をおいたとしても、前記3で述べた観点からだけでなく、確認対象としての適格性を欠くという観点からも、確認の利益を欠くものである。

7 小括

以上のとおり、原告竹島らに係る本件各地位確認の訴え及び本件各違法確認の訴えは、いずれも訴訟要件を満たさない不適法な訴えであるから、いずれも速やかに却下されるべきである。

第3 請求の原因に対する認否

1 「第1 事案の概要」について

(1) 第1段落ないし第4段落について

公選法137条の2、239条1項1号及び252条に原告らが引用する規定が存在することは認める。

(2) 第5段落について

争う。

(3) 第6段落について

不知。

(4) 第7段落について

認否の限りでない。

2 「第2 当事者」について

(1) 「1 原告竹島一心(2007年(平成19年)5月4日生まれ、提訴日現在17歳)」について

令和6年11月17日に、が施行されたことは認め、その余

は不知。

(2) 「2 原告

1」について

令和4年11月13日に新宿区長選挙が施行されたこと、令和5年4月9日に統一地方選挙が施行されたこと、令和6年10月24日に「弁護士戸田善恭」を差出人とする「通知書」と題する書面(甲第4号証)が総務省自治行政局長宛てに送付されたこと、総務省自治行政局長が同書面に回答していないことは認め、その余は不知。

(3) 「3 原告宮田香乃(2006年(平成18年)生まれ、提訴日現在18歳)」

について

令和5年4月9日に統一地方選挙が施行されたこと、令和6年7月7日に東京都知事選挙が施行されたこと、東京地方裁判所に令和5年(行ウ)第299号、同年(ワ)第17364号若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件が提起されたことは認め、その余は不知。

(4) 「4 原告角谷樹環(2006年(平成18年)生まれ、提訴日現在18歳)」

について

令和4年7月10日に参議院議員通常選挙が施行されたことは認め、その余は不知。

3 「第3 本件各規定の概要等」について

(1) 「1 本件各規定の概要」について

ア 「(1) 現行公職選挙法の規定内容」について

原告らが引用する各規定が存在することは認める。なお、同法239条1項の「次の各号のいずれかに該当する者」と記載された部分は、令和4年法律第68号による改正前であれば、「次の各号の一に該当する者」が正しい。

イ 「(2) 制定の経緯」について

おおむね認める。

なお、「平成27年法律第32号」と記載された部分は、「平成27年法律第43号」が正しい。

(2) 「2 「選挙運動」の定義と「選挙運動」に関する他の規制」について

おおむね認める。

なお、成年者であっても、公選法252条又は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)28条の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は選挙期間の内外にかかわらず、また、時、場所、方法のいかんを問わず選挙運動をすることが全面的に禁止されており(公選法137条の3)、加えて、中央選挙管理委員会の委員等の特定公務員も、在職中は、同様に選挙運動をすることが全面的に禁止されている(同法136条)。また、公選法第14章の3にいう「政治活動」は、「政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為のうちから、選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為」と解される。

4 「第4 本件各規定の趣旨に関する立法時の審議過程と、各文献の記載」について

(1) 「1 立法時(1952年(昭和27年)改正)の審議過程」について

ア 「(1) 第13回国会衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会」について

公職選挙法の一部を改正する法律(昭和27年法律第307号)により公選法に137条の2が追加されたこと、第13回国会衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員会(昭和27年6月4日開催)において同改正について審議されたこと、同委員会議事録に原告が引用する記載があることは認め、その余は争う。

イ 「(2) 第13回国会参議院地方行政委員会」について

第13回国会参議院地方行政委員会(昭和27年7月14日開催)において公職選挙法の一部を改正する法律(昭和27年法律第307号)による公選法の改正について審議されたこと、同委員会議事録に原告が引用する記載があることは認め、その余は争う。

ウ 「(3) 小括」について

争う。

(2) 「2 逐条解説等の記載」について

書籍等に原告らが引用する記載があることは認め、その余は争う。

5 「第5 本件禁止規定及び本件制裁規定の違憲性—未成年者の政治的表現の自由(憲法21条1項)を侵害するものであって違憲無効であること」について

憲法に原告らが引用する規定等があること、それらの規定等に原告らが引用する文言があること、児童の権利に関する条約に原告らが引用する規定があること、原告らが引用する各裁判例及び最高裁判例が存在し、これらの判決に、一部引用が不正確である点はあるものの、原告らの引用とおおむね同内容の判示部分があることは認め、その余は全体として争う。

6 「第6 本件罰則規定(引用者注:本件各制裁規定)の違憲性—侵害原理及び罪刑の均衡(憲法21条1項、31条)に違反するものであって違憲無効であること」について

二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法、モーターボート競走法に原告らが引用する規制があり、いずれについても違反行為をした二十歳未満の者に対する罰則を定めた規定がないこと、刑法176条3項、同法177条3項、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に保護の対象とされる一定年齢未満の者自身の行為を処罰する規定がないこと、原告らが引用する最高裁判例が存在すること、原告らが引用する文献に原告ら引用の記載があることは認め、その余は不知又は争う。

7 「第7 本件使用禁止規定及び本件罰則規定(引用者注:本件各制裁規定)の違憲性—未成年者の政治的表現の自由(憲法21条1項)を侵害するものであって違憲無効であること」について

全体として争う。なお、原告らが引用する最高裁判例が存在することは認める。

8 「第8 確認の利益(請求の趣旨1及び2)」について

全体として争う。

9 「第9 国家賠償法1条1項の違法(請求の趣旨3)」について

全体として不知又は争う。なお、原告ら引用の最高裁判例及び裁判例が存在すること、原告ら引用の文献等に原告ら引用の記載があることは認める。

10 「第10 結語」について

争う。

第4 被告の主張

おって、準備書面で主張する。

以上